

推奨する主な事務権限(参考資料)

No.	法令名	主な事務権限		移譲対象	移譲済市町村数	主なメリット
		条項	内容			
1	特定非営利活動促進法	10-1	NPO法人設立の認証	市町村	7市2町	・窓口が市町村となり、住民サービスの向上が図られる。 ・法人の活動状況の把握などが容易になることにより、行政との協働の推進に大きく寄与する。
		29	事業報告書等の受理			
		25-3	定款変更の認証			
2	家庭用品品質表示法	4-1	遵守事項を遵守しない業者に対する指示	町村	13市 (法定移譲)	・地域の実情をよく知る町村が、管内の事業者に対する指導等の権限をもつことにより、よりきめ細かな対応が可能となり、住民の消費生活の安全に寄与する。
		10-2	措置を求める申出に関する調査			
		19-2	卸売業者以外の販売業者の店舗等に係る立入検査			
3	消費生活用製品安全法	40-1	特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の業務の状況に関する報告の徴収	町村	13市 (法定移譲)	・地域の実情をよく知る町村が、管内の事業者に対する指導等の権限をもつことにより、よりきめ細かな対応が可能となり、住民の消費生活の安全に寄与する。
		41-1	特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の店舗等に係る立入検査			
		42-1	検査が著しく困難と認められる特定製品又は特定保守製品の提出の命令			
4	電気用品安全法	45-1	販売業者からの報告の徴収	町村	13市 (法定移譲)	・地域の実情をよく知る町村が、管内の事業者に対する指導等の権限をもつことにより、よりきめ細かな対応が可能となり、住民の消費生活の安全に寄与する。
		46-1	電気用品販売事業者への立入検査			
		46の2-1	検査が著しく困難と認められる電気用品の提出の命令			
5	火薬類取締法	17-1	譲渡、譲受の許可	市町村	1市	・窓口が市町村となり住民(事業者)サービスの向上に有効。 ・火薬類の消費許可、特に煙火(花火)の消費許可については、消防機関が事務を行うこととなった場合、事務処理の簡素化・短縮が図られる。 ・消防機関が事務を行うこととなれば、より迅速・的確な消防活動が可能となる。
		25-1	火薬類消費の許可			
		43	立入検査の実施			
6	高圧ガス保安法	5-1	高圧ガス製造の許可	市町村	-	・市町村(消防)が処理することにより、よりきめ細やかな指導と事業者等の安全意識の高揚、利便性の向上が期待できる。 ・市町村(消防)において、消防法に定める危険物だけではなく、高圧ガスを所管することにより、地域の安心・安全、防災対策をより包括的に進めることができる。
		16-1	高圧ガス貯蔵所の設置の許可			
		62-1	事務所・営業所・工場等への立入検査			
7	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	3-1	販売事業の登録	市町村	-	・市町村(消防)が処理することにより、よりきめ細やかな指導と事業者等の安全意識の高揚、利便性の向上が期待できる。 ・市町村(消防)において、消防法に定める危険物だけではなく、液化石油ガスを所管することにより、地域の安心・安全、防災対策をより包括的に進めることができる。
		29-1	保安機関の認定			
		83-1	液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に係る立入、検査又は質問			
8	墓地、埋葬等に関する法律	10-1	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	町村	2町 + 13市 (法定移譲)	・既に町村で処理している埋葬、火葬、改葬の許可事務と墓地の経営許可等を一括処理することで、事務の効率化や町村が窓口となることによる住民サービスの向上が図られる。
		10-2	墓地の区域、納骨堂若しくは火葬場の施設の変更・廃止の許可			
		18	火葬場への立入検査、報告徴収			
9	老人福祉法	29-1	有料老人ホームの設置届けの受理	市町村	1市	・窓口が市町村となり、住民サービスの向上が図られる。 ・地域の実情をよく知る市町村による指導・監督等により、きめ細やかな対応が可能となる。
		29-2	有料老人ホームの変更届の受理			
		29-9	有料老人ホームの運営状況に関する事項の報告徴収、立入検査			
10	介護保険法	94-1	介護老人保健施設の開設の許可	市町村	3中核市 (法定移譲)	・より地域の実情に応じた介護老人保健施設の整備が可能となる。
		100-1	介護老人保健施設の開設者に対する報告命令、立入検査等			
		104-1	介護老人保健施設の開設許可の取消し等			
11	水道法	37	専用水道の給水停止命令 簡易専用水道の給水停止命令	町村	13市 (法定移譲)	・自己水源を有するもの、水道水を水源とするもの、いずれの専用水道施設についても市町村の水道事業の給水区域との関係や水道事業との調整が必要となるため、市町村処理とした方が効率的管理、具体的協議調整が可能となる。 ・簡易専用水道についても、水道事業者として施設の一体的管理がし易くなるほか、管理者に対しても水道法の規定に基づいた指導が可能になる。
		39-2	専用水道事業者からの報告徴収、立入検査等			
		39-3	簡易専用水道事業者からの報告徴収、立入検査等			

推奨する主な事務権限(参考資料)

No.	法令名	主な事務権限		移譲対象	移譲済市町村数	主なメリット
		条項	内容			
12	農地法	4-1	4ha以下(2ha以下、30a以下、30a以下の特定の場合)の農地転用の許可	市町村	13市 13町 9村	・住民に身近な市町村が処理することで、より地域実情に即した判断が可能となるほか、事務処理の迅速化が図られ、住民サービスの向上に繋がる。
		5-1	4ha以下(2ha以下、30a以下、30a以下の特定の場合)の農地等の転用のための権利移動の許可			
		18-1	農地の賃貸借の解約の許可			
13	食品表示法	食品表示法第15条の規程による権限の委任等に関する政令第5条第2項	指示・公表、食品関連事業者に対する報告の徴収、物件の提出	中核市	-	・保健所を設置する中核市においては食品衛生法等と一元的な対応が可能となり、食品の安全に関する対応の迅速化が図られる。 ・食品の安全に関する窓口が市(保健所)に一元化され、住民の利便性が向上する。
		食品表示法第15条の規程による権限の委任等に関する政令第5条第3項	食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収、物件の提出			
		食品表示法第15条の規程による権限の委任等に関する政令第5条第4項	食品関連事業者等への立入検査及び質問に関する事務			
14	土地改良法	52-1	土地改良区の換地計画の認可	市町村	1市	・地域の実情に精通した市町村が関与することで、土地改良区や農業委員会との連携により、手続きの利便性の向上や異議申立て等に対して迅速に処理することが可能となる。
		95-4	土地改良事業計画の認可(農協等 共同施行)			
		113-3-2	土地改良事業の工事完了に係る公告(土地改良区営、農協等、共同施行)			
15	砂利採取法	16	砂利採取時における採取計画の認可(河川区域以外)	市町村	1市	・災害防止を主目的としており地域の実情に精通した市町村が処理することにより、迅速な対応が可能となる。
		20-1	砂利採取計画の変更の認可(河川区域以外)			
		24	砂利採取廃止時における廃止届出の受理(河川区域以外)			
16	公有地の拡大の推進に関する法律	4-1	土地を譲渡しようとする場合の届出の受理	町村	12町村 + 13市 (法定移譲)	・現行では、土地所有者からの届出・申出は、町村を経由して県が受理し、決定・通知を行っている。移譲することにより、町村が受理から通知まで行うことができ、事務処理の簡素化・短縮が図られる。
		5-1	土地の買取り希望の申出の受理			
		6-1	土地の買取り協議を行う地方公共団体等の決定及び通知			
17	都市計画法	29-1	都市計画区域の開発行為の許可	市	9市 + 3中核市 (法定移譲)	・市、県建設事務所の2段階の審査を要しないため、事務処理の簡素化・短縮が図られる。 ・地域の実情に応じたまちづくりを主体的に行うことが可能となる。 ・移譲を受けた市が行う開発行為は協議で処理できる。 ・技術的許可基準を強化・緩和できる。
		29-2	都市計画区域外の開発行為の許可			
		36-2	開発行為の完了検査及び交付済証の交付			